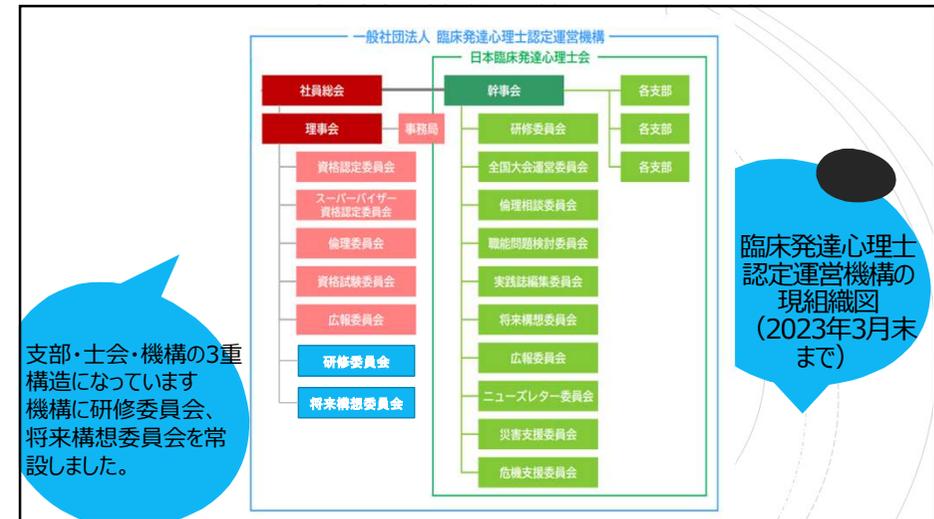


臨床発達心理士会の法人化に関して
～スムーズな士会法人移行を目指して～

一般社団法人臨床発達心理士
認定運営機構の考え方

2022年12月
(2023年2月加筆変更)

1



2

- 士会は職能を主に取り組む団体です。
- 機構は資格認定を主に取り組む団体です。
- 士会が資格認定を行うことは望ましくありません。
- 当法人は学会連合資格としてスタートしましたが、すべての学会が法人運営から退くことになりました。

なぜ士会
法人化なのか

3

- 臨床発達心理士有資格者による法人運営ができる。士会が独立運営し、別法人になることで利益相反を避けることができます。

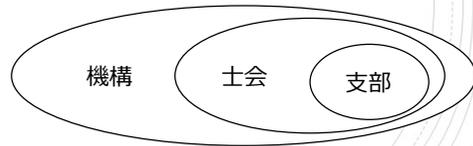
→士会が新法人となって、職能団体として独立運営することは、士会の活性化が期待できると考えられます。

士会法人化で
期待できること

4

現在の法人の状況

- 一法人一会計の原則・現在は、一法人なので、支部会計、士会会計、機構会計と入れ子の状況になっています。
- 士会及び支部の通帳も現在では、すべて代表理事印で作成されており税金なども代表理事名で届け出しています。



5

法人化の考え方

- 士会のみならず支部においても法人化していくことがより活発な活動を保障していくことができます。
- 現会員は機構の内部組織の士会・支部に帰属しています。新法人は、職能団体と位置付けられ、加入する場合は自己判断によるもので強制加入ではありません。

6

定款・規約

- 定款は法人ごとに作成されます。社員総会で定款変更は行います。会員の身分や、活動目的、内容などが示されます。委員会並びに社員・理事についての規約は別途作成されます。
- 誰が社員になるかは設立を準備している会が決めます。
- 個々の臨床発達心理士が社員になるとは限りません。

7

会計

会計は一法人ごとに別会計となります。同一法人内の分社化・資産の分割は、一般社団法人では認められていません。

- 法人化するまでの間は、機構と一会計なので従来と変わりません。
- 2023年3月で今年度の会計が終了しますので、それまでは従来通りの会計となります。
- 新法人の運営資金は現法人からの寄付で検討中です。(営利目的でないことを条件)
- 法人設立準備の費用は、当初予算として機構から貸与し、4月以降に上乗せを考えています。
- 法人化後、会員の入会状況などに応じて、士会活動費用を準備いたします。(2023年5月の理事会時の会計報告後)
- 新法人会費の金額は新法人が決めます。会費は新士会が集めます。
- 機構の年会費は徴収いたしません。従来通り、資格取得時および資格更新時に登録料を徴収します。また機構として年間管理料を検討中です。

8

研修

- 1 承認団体について**
 - 機構独自の研修（必修研修）、承認団体（研修協定を結ぶ団体、新法人など）の研修、外部団体の研修の3区分に変更します。
- 2 研修企画・報告について**
 - 承認団体は、研修企画書を機構に提出し、審査を受けます。研修会実施後に報告もします。更新ポイントの付与は機構が行います。
- 3 更新ポイント**
 - 5年間で12ポイントの枠組みは変わりません（機構必修研修2ポイントを含む4ポイント必修）。現制度からの移行期間を設けます。
- 4 生涯研修システムの構築**
 - 研修を進めるにあたり、キャリアアダーを検討しています。初任者、中堅、年長者と研修内容を変えていくキャリアパスと認証制度を構築していきます。
- 5 支部研修の位置づけ**
 - 新法人と同様、研修企画申請ガイドラインに基づき、研修企画書を機構に提出します。地域特性に応じた研修が企画ができます。

9

位置づけ	支部の法人化	支部法人化に向けての支援
各支部は、士会の下部組織としての位置づけとなる。	将来的に各支部は法人化を目指すことができます。支部の法人化について制限を設けていません。	各支部の独立・及び士会法人化後の、安定した支部活動に関して機構も応援していきます。資金面・事務的準備も含め、機構内に（基金・助成金等）検討します。

支部活動

10

商標

- 臨床発達心理士の商標権は現法人が持っています。
- 職能団体としてふさわしい事業を行うことを条件に、新士会を「適格団体」と認定し、商標権の使用を認めます。
- 「臨床発達心理士」「ロゴと臨床発達心理士」を使用する場合は機構の許可を得てください。（名刺・ホームページ、講演資料などで作成するとき®を付ける。）
- 臨床発達心理士会の名称で印刷し、使用している封筒・はがき・チラシ類等は新法人で使用できます。
- 新法人が臨床発達心理士を使用するときは、機構と士会とで「商標使用許諾契約書」を締結しています。



11

新法人と機構の今後

- 新法人とは覚書を作成しています。覚書には、商標以外にも資産譲渡及び実践誌の回収、費用負担、委員会の構成などについても明記しています。
- 士会法人化後も、有資格者としての身分は全く変わりはありません。機構は従来通り活動を充実していける環境を作ります。ご安心ください。

12